

平成 27 年度実施監査等における要望事項の措置状況について

第 1 回定期監査（工事） 教育部（施設課）工事担当課 建設部（建築営繕課） 平成 27 年 12 月 15 日 青監第 44 号

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
1	建築営繕課	<p>○青梅市立第四小学校屋内運動場改築工事</p> <p>(1) 設計図書の改善について</p> <p>ア 本施設が、霞川の洪水等への対策を想定しているため高さを標高で管理することが望ましいが、図面 A-10 の配置図に水準点が記載されていなかった。</p> <p>調査実施後、水準点を記載した修正図面が提出されているが、施設の 1 階フロアの標高等、浸水対策を考慮した施設建設の基礎となる部分であり、設計図書の作成について十分な確認を実施されたい。</p> <p>イ 図面 A-11 のピット平面図には、配管漏れ等でピット内が浸水した時に備え、排水のための釜場と水勾配が計画されている。釜場に排水ポンプ等を設置し排水する場合、位置が離れている床下点検口からピット内に下りて、2 か所の人通孔を通過しなければならず、排水作業の困難性が想定される。</p> <p>今後については、非常時の作業性についても事前に確認し、床下点検口と釜場の位置を配慮願いたい。</p>	<p>ア 本工事の建物高さの管理は、ベンチマーク、グランドレベルおよびフロアレベルの確認を設計時に計画した標高を示す水準点にもとづいて行っており、現場着手時、施工時、施工後共に各高さが適正であることを確認しております。</p> <p>今後の設計図書の作成については、設計主旨を踏まえた高さを示す水準点やベンチマーク等を設計図書（配置図、平面図等）に記載するとともに、現場施工時の高さ管理を適切に行ってまいります。</p> <p>イ 本工事で計画した床下点検口とピット内排水用釜場の位置については、排水作業の容易さに関して配慮が足りておりませんでした。</p> <p>今後の設計においては、非常時の作業性に配慮し、床下点検口とピット内排水用釜場の位置を計画してまいります。</p>
2	建築営繕課	<p>○青梅市立第四小学校屋内運動場改築工事</p> <p>(2) 施工体制台帳の不備について</p> <p>施工体制台帳は、建設業法第 27 条の 7 にもとづき、工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載する必要があるが、台帳に、二次下請けの鉄筋圧接工事業者が記載されていなかった。調査実施後、台帳に記載したことを確認したが、今後については台帳の適切な管理を実施されたい。</p>	<p>本工事では、調査時に施工体制台帳および施工体系図の二次下請け業者などについて、一部に記載漏れがありました。そこで、調査実施後に全ての下請け業者の確認を行い、施工体制台帳の追加、修正を行っております。</p> <p>今後の工事においては、受注者に対して施工体制台帳等の整備について指導を行うとともに、その記載内容の適切な確認、管理を実施してまいります。</p>

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
3	建築営繕課	<p>○青梅市立第四小学校屋内運動場改築工事 (3) 検査記録の適切な管理について</p> <p>現場調査で、鉄筋圧接工事の外観試験記録を確認することができなかった。調査実施後、提出された自主管理点検表で施工数量、テストピースの材質および径、さらに外観検査の結果、不具合箇所がなかったことを確認することができたが、検査記録について適切に管理されたい。</p>	<p>本工事の鉄筋圧接工事試験結果のうち、外観試験記録については受注者から書類提出がなされていなかったため、調査時に確認して頂くことができませんでした。そこで、調査実施後に受注者から外観検査記録の書類提出を受け、適正に施工されていることを確認しました。</p> <p>今後の工事においては、受注者に対して施工や材料の検査記録の作成について指導を行うとともに、適正な検査記録の確認、管理を実施してまいります。</p>
4	建築営繕課	<p>○青梅市立第四小学校屋内運動場改築工事 (4) 主要資材の積算数量と納入数量の確認について</p> <p>積算数量と納入数量は、近似値であるのが通常であり、大きな差異が生じている場合、計画に要因があるのか、施工上に要因があるのか等を確認することにより、見えなかった課題を把握することが可能になるものである。</p> <p>本工事における屋内運動場の構造を構成する主要資材である鉄筋、コンクリートについて、受払簿が未集計であった。その数量について調査実施後最終的に集計されているが、積算した数量との差異を確認されたい。</p> <p>なお、今後の同種工事においても、より効率的かつ適切な実施が可能となるよう、事業の検証の意味も含め、主要資材の数量の確認を実施されたい。</p>	<p>本工事の主要資材である鉄筋、コンクリートおよび鉄骨材料の積算数量と納入数量の差異について確認しました。この結果、鉄筋および鉄骨数量に大きな差異は見られませんでした。コンクリート材料について、1階スラブ分の数量に大きな差異が見られました。これは、1階スラブコンクリートの断面寸法を確実に確保するため、自主的にスラブコンクリート下端を増し打ち施工したことが要因と考えられます。</p> <p>今後の同種工事においては、主要資材の積算数量と納入数量について確認を行い、事業の検証と課題の把握に努め、事業の効率的かつ適切な実施を図ってまいります。</p>
5	建築営繕課	<p>○青梅市立第四小学校屋内運動場改築工事 (5) 工程の遅れについて</p> <p>現地調査で確認した9月末時点の建築工事、電気設備工事、機械設備工事の進捗率については、計画より遅れが見られていた。主な要因は天候によるものであり、人員投入等により遅れが解消されつつあることが、調査実施後提出された修正工程表により確認された。</p> <p>今後の同種工事においても、様々な要因により遅れが発生する</p>	<p>本工事は、調査時の9月末時点の進捗率が計画より遅れていましたが、本事業の全ての工事が契約工期どおりに竣工し、12月下旬より学校の使用開始をしました。</p> <p>従前より工程計画・工程管理には十分注意を払っておりますが、今後の同種工事においては、計画工程表にもとづく現場進捗状況の確認を行うとともに、現場進捗状況に遅れが発生した場合は、</p>

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
		可能性があり、本工事と同様に適切な施工、工事監理および工程管理により遅れを解消願いたい。	その原因と解決策について協議のうえ、修正工程表を作成し、適切な施工、工事監理および工程管理を行い、遅れを解消してまいります。
6	施設課	<p>○青梅市立第四小学校屋内運動場改築工事 (6) 近隣への適切な対応について</p> <p>今回の改築工事により、北側の日影は改善が図られたものの、東側隣家については新たに日影が発生している。また北側に、駐車場を設置したことに伴うエンジン音やライトの明かり等、隣家の住環境への影響が新たに発生することも想定される。</p> <p>学校の行事や体育授業等の利用はもとより、学校開放事業や防災・避難所としての機能を十分発揮できるよう、近隣への騒音対策や住民からのフェンスの設置要望等について、真摯に検討され、可能な限り対応を図られるよう要望する。</p>	東側隣家からの車の騒音やライトによる苦情、フェンス設置要望等現在まではありませんが、要望等がありましたら真摯に対応いたします。

第2回定期監査 総務部（契約課、市民税課、資産税課、収納課）市民部（市民課、保険年金課）平成28年2月16日 青監第53号

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
1	収納課	<p>○公金総合保険（有価証券・貨紙幣類年建運送保険）について</p> <p>収納課では、日曜窓口等の時間外の収納および収納員等の保管、運搬等を対象として、「有価証券・貨紙幣類年建運送保険」を契約している。一方、会計課においても、収納課で対象とする部分を除き、同様に「有価証券・貨紙幣類年建運送保険」を契約しているところである。</p> <p>公金総合保険について、会計課および収納課においてそれぞれ別の保険とする必要性について改めて検証し、保険の整理、統合の可能性について検討されるよう要望する。</p>	収納課で契約している「有価証券・貨紙幣類年建運送保険」と会計課で契約している同契約について、別契約としていることについて検証したところ、保険の整理、統合を行うことで、従来と同様の補償が受けられ経費も削減できるため、平成28年6月から統合する予定です。
2	収納課	<p>○法人市民税滞納分の滞納管理システムへの反映について</p> <p>現在、個人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税については、基幹系システムと滞納管理システムで収納および滞納管理が行われているが、法人市民税のみ、独自のシステムで管</p>	法人市民税システムは、平成29年9月にシステムのリースアップの予定です。基幹系の統合に向けて、システム業者の選定や導入時期について検討を始めたところです。

番号	主管課等	指 摘 等 の 概 要	措 置 内 容
		<p>理されている状況である。</p> <p>このため納税交渉において、法人市民税と他の税目を同時に滞納している場合は、滞納管理および法人市民税の両システムのデータを同時に画面表示するなどの対応が必要となっている。</p> <p>収納および滞納管理について、事務効率の向上と一層の収納率向上を図るため、現行システムのリース期間終了後の基幹系システムへの移行の可否および費用対効果等を検討され、効率的かつ効果的なシステムを構築されるよう要望する。</p>	
3	市民課	<p>○市民課窓口業務の委託について</p> <p>窓口業務の委託について、委託開始当初は対応等について市民からの指摘等があり、その都度業者を指導し、対応の改善に努めてきた。</p> <p>しかしながら、窓口業務委託については指定管理者に対する評価の指針のような基準はないため、担当課においては、一定の基準にもとづく評価はされていないところである。</p> <p>今後は、マイナンバー制度の開始に伴う業務も加わり、窓口対応のより一層の改善と充実を図る観点から、評価の基準を設けるなどの適正な評価方法について検討されるよう要望する。</p>	<p>仕様書等にもとづく業務について、業務履行状況や業務知識等を4段階評価とする「委託業者評価シート」を作成いたしました。</p> <p>平成27年度評価については、平成28年4月に評価を行い、評価結果について6月の業者打合せ時に委託管理者に伝達し、業務改善やレベル向上を図るよう求めてまいりました。</p> <p>今後は、毎年4月に評価を行い、委託業者側からも自己評価の提出を受け、その結果をもとに、ヒアリング等を行い、窓口サービスの向上を図るよう改善を求めてまいります。</p>
4	市民課	<p>○青梅市民斎場の使用料徴収業務について</p> <p>青梅市民斎場使用料の受領および領収書の発行については、指定管理にかかる基本協定書（平成26年1月30日付け締結）で定める「管理運営業務基準」において、指定管理者（富士建物管理・富士建設工業共同体）が行う業務として規定されている。</p> <p>また、同一業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定にもとづく公金徴収事務の私人への委託として、別途「青梅市民斎場使用料徴収業務委託契約書」が平成27年4月1日付けで締結されている。なお、受注者は、共同体の構成員である「富士建物管理株式会社」となっており、指定管理者である共同体と相違している。</p> <p>当該事務は、前記施行令にもとづく公金徴収事務であるため、「管理運営業務基準」について適正な標記に修正されたい。</p>	<p>平成28年度「青梅市民斎場使用料徴収業務委託」の契約締結については、指定管理にかかる基本協定書で定める「管理運営業務基準」のとおり、指定管理者である富士建物管理・富士建設工業共同体との契約に改め、締結いたしました。</p> <p>また、徴収業務受託者証、領収印についても同様の名称に変更いたしました。</p>

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
5	保険年金課	<p>○青梅市支出負担行為手続規則の遵守について</p> <p>滞納管理システム保守点検業務および同機器保守点検業務の委託契約については、複数の課にまたがることから総務部収納課で一括契約が行われている。</p> <p>両委託契約とも平成27年4月1日付けをもって締結されているが、青梅市支出負担行為手続規則（平成14年規則第18号）第6条に規定する支出負担行為整理区分表（その1）にもとづく事務処理が保険年金課では行われていない。</p> <p>支出負担行為は、地方自治法（昭和22年法律第67号）で定める重要な事務であることから、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>滞納管理システム保守点検業務および同機器保守点検業務の委託契約に伴う支出負担行為については、平成27年度は定期監査による指摘後、速やかに事務処理を実施いたしました。</p> <p>28年度については、定期監査による御指摘を踏まえ、4月1日付けで起票し、既に事務処理を行っております。</p> <p>今後は、規則等に定められた事務はもとより、その他の事務についても遺漏がないよう適切な事務処理に努めてまいります。</p>
6	保険年金課	<p>○データヘルス計画の策定と適切な保健事業の実施について</p> <p>国民健康保険制度を今後も持続可能な制度としていくためには、医療費の抑制が大きな課題となっている。データヘルス計画策定事業は、国民健康保険被保険者のレセプトデータと特定健診データから市民の健康状態の傾向を分析し、市の特徴を捉えた保健事業の計画を策定するものである。</p> <p>糖尿病等の生活習慣病の予防事業やジェネリック医薬品のさらなる使用促進等について、個人負担の軽減と総医療費の抑制等を図るため、効果的な事業となるよう関係各課との連携を深め、一層の充実が図られるよう要望する。</p>	<p>平成27年度、国民健康保険加入者のレセプトデータと特定健康診査データから、被保険者の健康状態の傾向を分析し、青梅市の特性を把握するとともに、効果的な保健事業の実施に向けた「青梅市国民健康保険データヘルス計画書」を策定いたしました。</p> <p>今後は、データヘルス計画にもとづき、明確となった課題から、短期的、中長期的に取り組むべき対策を費用対効果も考慮し、関係課等と連携して、PDCAサイクルを意識した継続的な保健事業を実施してまいります。</p>
7	契約課・市民税課・資産税課・収納課・市民課・保険年金課 〔共通事項〕	<p>○臨時職員の出退勤管理について</p> <p>（総務部 契約課・市民税課・資産税課・収納課、市民部 市民課・保険年金課）</p> <p>今回、監査を行ったすべての課において臨時職員を雇用しているが、臨時職員の出退勤について、青梅市臨時職員取扱要綱（昭和51年4月1日実施）第14項に規定する臨時職員が押印した出勤簿を備えているところはなかった。</p> <p>今後は、要綱に規定された出勤簿を備えるなど、臨時職員の出退勤を適正に管理されたい。</p>	<p>（契約課）</p> <p>従前は、監査結果のとおり、臨時職員が自ら押印する出勤簿は備えず、電子データの出勤簿により職員が管理していました。</p> <p>監査結果を受け、平成28年2月からは、臨時職員が自ら押印し、出勤および退勤時刻を記入する出勤簿を備え、適正な管理に努めております。</p> <p>なお、この出勤簿は、平成28年4月1日施行の青梅市臨時職員取扱要綱に規定された出勤簿と同じものです。</p> <p>（市民税課・資産税課）</p> <p>青梅市臨時職員取扱要綱に規定された出勤簿を備え、適正な管</p>

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
			<p>理に努めております。</p> <p>(収納課)</p> <p>臨時職員の出勤簿につきましては、指摘を受けたことを踏まえ、青梅市臨時職員取扱要綱にもとづき、出勤簿を作成し、出勤時間および退勤時間を記入のうえ、管理を行っております。</p> <p>(市民課・保険年金課)</p> <p>臨時職員用の出退勤管理については、平成27年度は定期監査による指摘後、臨時職員用の出勤簿を作成し、臨時職員個々が出勤日ごとに出勤簿に押印してもらうことにより適正な管理に努めました。</p> <p>また、28年度からは、職員課が作成した臨時職員用の出勤簿を用意し、昨年度と同様に臨時職員個々が出勤日ごとに出勤簿に押印するとともに、出退勤時間を記入することとしています。</p> <p>更に、月末には、臨時職員と各担当係長および課長が出勤簿を確認しております。</p> <p>このようなことから、臨時職員用の出退勤管理については、定期監査による御指摘を踏まえ、適正に行っております。</p>

第3回定期監査 まちづくり経済部（まちづくり推進課）平成28年3月10日 青監第59号

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
1	まちづくり推進課	<p>○青梅市中心市街地活性化協議会運営費補助金について</p> <p>当該補助金は、中心市街地の活性化を図るため、国の補助金等と併せ、効果的に活用されており、おおむね適正に執行されていた。なお、平成27年4月に、市も出資する「株式会社まちづくり青梅」（以下「まちづくり青梅」という。）が設立されたことにより、翌5月に協議会規約を改正し、協議会は商工会議所およびまちづくり青梅が共同設置者となったところである。</p> <p>今後は、現在策定中である中心市街地活性化基本計画が内閣総理大臣の認定を受け、国の支援を受けながら基本計画にもとづく事業が推進される予定である。事業の推進に当たっては、協議会がその中心的な役割を果たすことにより、当該補助金が効果的・効率的に活用され、中心市街地の活性化が図られるよう要望する。</p>	<p>青梅市が策定をしてきました「青梅市中心市街地活性化基本計画」につきましては、平成28年3月25日、青梅市中心市街地活性化協議会から意見書を受理し、平成28年5月11日付けをもって、内閣総理大臣宛での認定申請の手続を行いました。</p> <p>現在、内閣府におきまして、関係各省への同意協議、審査等が行われており、6月下旬頃に内閣総理大臣の認定を受けられる見込みです。</p> <p>認定を受けた後は、青梅市中心市街地活性化協議会を中心として情報共有を図っていくとともに、基本計画にもとづく各事業を推進し、中心市街地の活性化に向け努めてまいります。</p>
2	まちづくり推進課	<p>○青梅市公共交通協議会補助金について</p> <p>当該補助金は、公共交通の利用促進を図るとともに、地域公共交通問題の検討の支援を行うため効果的に活用されており、おおむね適正に執行されていた。</p> <p>公共交通を取りまく状況は、都営バスおよびJR青梅線の減便等非常に厳しい環境にある。協議会を構成する委員にはバスおよびJRの運行业者がいる一方で、利用者である市民も参加していることから、市民の公共交通に対する期待を運行业者に伝える貴重な場となっている。</p> <p>しかしながら、協議会の開催状況を見ると年々減少傾向にあり、平成26年度は3回の開催予定であったが、2回にとどまっている。</p> <p>今後は、協議会を運行业者と市民が直接話し合える場として活用するため、十分な回数を開催するとともに、協議会において合意された事項は、その実行について運行业者の配慮を求めるなど、公共交通の充実が図られるよう要望する。</p> <p>なお、協議会の事務処理について、協議会財務規程等に定める規定と一部そごが見受けられた。まちづくり推進課は協議会事務</p>	<p>平成27年度において青梅市公共交通協議会は、12月、3月と計2回開催しております。</p> <p>公共交通に関する課題は多岐に渡ることから、各課題に対する取組の進捗状況には、ばらつきがあり、結果として予定していた時期に協議会を開催することが難しい場合がありますが、極力十分な回数を開催できるよう取り組んでまいります。</p> <p>また、協議会の事務処理につきましては、規程に則し、適正に執行してまいります。</p>

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
		局でもあることから、規定に則した事務の執行に当たられたい。	

財政援助団体等監査 教育部（学校給食センター）青梅市学校給食会 平成27年11月10日 青監第40号

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
1	青梅市学校給食会	<p>○給食費の収入状況について</p> <p>給食費の収入率を学校別にみると、100%が3校、99%台および98%台が各9校あり、収入状況はおおむね良好である。一方、92%台の学校もあり、全体の収入率悪化の要因となっている。</p> <p>また、市の行財政改革推進プランにおいて給食費収納率の目標を定めているが、下回る結果となっている。</p> <p>今後においては、特に収入状況の悪い学校に対して、給食費負担の公平性や食材購入の安定性の確保等から、収入率向上対策の実施を強く求め、収入状況の改善に努められるよう要望する。</p> <p>なお、収入率の向上には、口座引き落としが確実に実施されることが重要であることから、口座引き落とし日前の残高確認依頼について、青梅市メール配信サービス（学校情報）等の活用も検討されたい。</p> <p>また、経済的な理由から給食費の納付が困難な家庭に対しては、就学援助等の活用を積極的に進められたい。</p>	<p>青梅市メール配信サービスの利用について校長会に図ったところ、配信内容が、利用者が求めている内容と異なる場合、苦情の要因となる恐れもあるとのこと。</p> <p>各学校での対応にも違いがあるため、一斉メール配信を依頼することについては、保留することとした。</p> <p>就学援助等の活用は未納が続く保護者については、積極的に活用を促すこととする。</p>
2	青梅市学校給食会	<p>○給食会への給食費納入について</p> <p>青梅市学校給食会運営要綱（昭和47年4月1日実施）に、学校長は集金した給食費を翌月の20日までに給食会に納入するものとして規定されているが、期日までに納入されていない学校が多く見られ、一部の学校においては恒常的に納入の遅れがあった。また、給食会においても、納入の遅れに対し、学校への指導を強化するなどの対策を講じていなかった。納入の遅れは食材納入業者への支払に影響があり、市の貸付金への依存が高まるなど、給食会の運営に支障をきたすものである。</p>	<p>各学校へは、納入期日直前に電話で注意を行った。</p> <p>学校給食事務担当者会議において意見を聴取し納入日程の検討を行った。</p>

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
		<p>今後においては、期日までに納入が完了するよう指導の徹底に努められるとともに、給食会から各学校への請求についても、各学校が余裕をもって対応できる日程を設定されるよう要望する。</p>	
3	青梅市学校給食会	<p>○給食費の口座振替手数料の支払事務について</p> <p>給食会で定める「学校給食費徴収金口座振替手数料取扱要領（平成9年9月1日実施）」に規定された手数料の金融機関への支払時期は、4月から9月までの上半期分は10月31日までに、10月から翌年3月までの下半期分は翌年4月30日までに支払うものとされている。</p> <p>しかしながら、平成26年度の上半期分は、市への交付金の交付申請書が10月30日に提出され、このことにより金融機関への支払が12月12日となっている。同様に下半期分についても、交付申請書が3月31日に提出され5月20日に支払われており、ともに金融機関への支払が遅延となっている。</p> <p>特に支障はなかったとのことであるが、今後においては、延滞金の発生等も予想されるので、確実に支払期日までに執行されるよう要望する。</p>	<p>支払い期日の厳守を徹底する。</p>
4	学校給食センター	<p>○保存食および展示食分原材料費負担金について</p> <p>保存食および展示食分に対する原材料費負担金の交付額は、青梅市学校給食にかかる保存食および展示食分原材料費負担金交付要綱により給食費の月額相当額とされている。また、給食費の月額は学年ごとの給食配食量の違いから、小学校については3段階に区分され、中学校は一律となっている。</p> <p>保存食にかかる原材料費負担金の交付額について、学年ごとの給食費月額を基準に算出されているが、「学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）」では、保存食にかかる各食材等の保存量は食品ごとに50グラム程度と定めており、配食量等による違いについては特別に規定がされていない。当該負担金交付額の算出について検証し、適正額とするよう検討されたい。</p> <p>また、展示食にかかる原材料費負担金について、小学校は各校</p>	<p>平成28年度より中学校展示食を10食とすることにした。</p>

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
		<p>3食の計48食分、中学校は各校2食の計20食分を限度として交付している。各学年およびクラスの人数に応じて計算し配食された給食を、各適量に盛付けるための参考として重要であるが、中学校については各学年とも配食量が同じであることから、展示に必要な食数について検証するとともに、引き続き、学校給食の安全とその質の向上に努められたい。</p>	
5	学校給食センター	<p>○ 青梅市学校給食会貸付金について</p> <p>青梅市学校給食会貸付金については、昭和46年度に給食センター方式による給食が開始された当初から毎年度無利息で貸し付けが行われ、給食会の運営資金の一部として、学校給食用物資（食材）購入費の円滑な支払に重要な役割を果たしている。その額は、昭和63年度以降、現在と同じ4,100万円で返済方法も平成18年度以降、年度末の一括返済となっている。</p> <p>貸付金に関する事務手続に関しては、給食会からの借入申請にもとづき貸付決定通知の送付が行われているが、貸付金額の算出根拠が明確にされていない。また、当該取り扱いに関する規定が未整備であり、借用にかかる書類の取り交わしもされていない。</p> <p>今後においては、貸付金の必要性を明確にし、貸付金額や分割返済の可能性も含め、貸付金の根拠規定を早急に整備されるよう要望する。</p> <p>さらに、この規定の中で、申請時における当該年度の給食会の事業計画案や予算案、年度終了時における貸付金運用状況結果等を含めた実績報告書の提出を求め審査・検証を行い、貸付業務の適正な実施に努められたい。</p>	<p>新たに青梅市学校給食会運営資金貸付規則を制定した。これにもとづき、申請時における当該年度の給食会の事業計画案や予算案、年度終了時における貸付金運用状況結果等を含めた実績報告書を提出することとした。</p>
6	青梅市学校給食会、学校給食センター 〔共通事項〕	<p>○ 給食会の運営について</p> <p>給食会の運営は、教育長以下の教育委員会の職員が兼務する役員のほか、学校長、副校長および保護者の代表が役員となり、運営されている。また、日常の業務である給食費の管理や食材の購入については、学校給食事業の一部として給食センター職員が従事している。</p> <p>しかしながら、現状では給食センター職員が、任意の外部団体</p>	<p>職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年条例第11号）第2条第1項第3号の規定にもとづき学校給食センター職員の職務に専念する義務を免除することを定めた。</p>

番号	主管課等	指摘等の概要	措置内容
		<p>である給食会の業務に従事するための法規上の整備や手続が取られていない。給食会の運営の透明性の確保を図るため、給食センター職員が給食会の業務に従事するための根拠を設けるなど、早急に必要な手続を取られるよう要望する。</p>	
7	<p>青梅市学校給食会、学校給食センター 〔共通事項〕</p>	<p>○繰越金の削減について</p> <p>平成26年度給食費の繰越額は1,554万7,404円であり、前年度からの繰越金2,355万5,356円と比較すると800万円余減少している。また、1食当たりの平均単価(242.5円)から試算すると6万食を超え、日数では5日相当分を超える金額となっている。</p> <p>学校給食は必要な栄養量および食品構成に配慮した献立により実施されている。給食センターでは、1日1万食を超える給食提供を行っており、気候変動による野菜の急激な高騰やその他物資の価格変動等様々な要因により収支の調整は容易ではないと推察されるところである。</p> <p>しかしながら、給食会の会計は単年度決算であり、当該年度でなるべく収支バランスがとれるよう購入価格の設定等について検討・協議し、繰越金の更なる削減が図られるよう要望する。</p>	<p>当該年度でなるべく収支バランスがとれるよう購入価格等に注意し、繰越金の削減を図っていく</p>
8	<p>青梅市学校給食会、学校給食センター 〔共通事項〕</p>	<p>○公会計化の検討について</p> <p>市では、平成25年度に「学校給食費公会計化に関する検討委員会」を設置し、公会計、私会計それぞれのメリット、デメリットを比較し、収入率向上への効果や新たな経費負担の発生等、費用対効果を主な観点として現在検討を進めているところである。給食費の用途は食材の購入に限定されているとはいえ、年間の総額は5億円を超え、厳正な管理が必要であり、執行については透明性や公平性が求められている。</p> <p>給食費の公会計化の検討においては、一般的には私的債権のまま公会計化しているが、公的債権とすることなど、あらゆる可能性を視野に入れ、単なるメリット、デメリットの比較ということではなく、給食費を適正に管理するにはどのような方法がふさわしいのか、検討を進められるよう要望する。</p>	<p>青梅市学校給食費公会計化に関する検討委員会で検討を進めていく。</p>